

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う積極的疫学調査の重点化について」
に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、オミクロン株による爆発的な感染拡大により、本県の新規陽性者数は過去最多を更新する状況が続いています。そのため、各施設に対する調査に遅れが生じています。また、オミクロン株の強い感染力を踏まえると、感染が生じやすいと考えられる施設については、その施設種別に応じた迅速な対応が必要と考えられます。

このため、当面の間、本県保健所における積極的疫学調査の対象を下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員に対し周知いただくとともに、施設や学校で陽性者が発生した場合には、別添の「施設・学校・職場等で陽性者が発生した場合の対応について」等を参考に対応していただくようお願いいたします。

記

○調査の対象

- (1) 重症化リスクのある者が多数存在する施設
医療機関、高齢者施設、障がい者施設
- (2) 三密となったり、大声を出したり、濃厚接触となる機会を生じやすく、感染が発生しやすいと考えられる状況
陽性者の同居者等の濃厚接触者

○実施期間

令和4年1月27日から当面の間

<添付資料>

- 【チェックリスト】施設・学校・職場等で陽性者が発生した場合の対応について
- 【参考】濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェック表（保育施設・学校等）
- 【参考】職場で陽性者が発生した場合の対応（一般事業者向け）



上記の取り扱いは県HPでも紹介しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyuutenka.html>

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

電話番号 : 092-643-3284

ファックス : 092-643-3305

施設・学校・職場等で陽性者が発生した場合の対応について

1 陽性者→その他の方へ感染する可能性のある期間を特定します

感染可能期間(いつから?)

- 陽性者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前 … 令和 年 月 日
- 陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日

感染可能期間(いつまで?)

- 陽性者が最後に通園・通学等した日 … 令和 年 月 日

上記感染可能期間中に会った

いいえ

感染の可能性は低いです

↓ はい

↑ いいえ

2 感染可能期間中に以下の接触をしたか確認してください

- お互いにマスクなし、又は陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1メートル程度)で15分以上会話した
- 保育所・幼稚園などでは、「濃厚接触者に該当する可能性がある方(児童・職員)を特定するためのチェックリスト」【参考1】も参考にして御確認ください。
例) マスクを正しく着用せず、会話しながら食事やおやつを一緒に食べた等

↓ はい

濃厚接触者に該当する可能性があります

陽性者と最後に会った日から10日間は、健康観察を行うよう指示してください。
<基本対応> → **7日間**の自宅待機(不要不急の外出自粛)と**10日間**の健康観察をお願いします。

- ✓ 1日2回、体温を測り健康状態を確認
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓ 他の人との接触をしないようにすること

NEW!! 1月28日より待機期間が7日間に短縮されました。

- ◆ 7日間の自宅待機後、8日目に待機が解除されます。
- ◆ ただし、10日間は体温を測り健康状態の確認等を行ってください。

(陽性者と最後に接触した日から**7日間**)

(陽性者と最後に接触した日から**10日間**)

自宅待機解除日 令和 年 月 日

健康観察終了日 令和 年 月 日

↓ 該当する可能性がある方へ

● 症状がある方はかかりつけ医や診療・検査医療機関に受診の相談をしてください

受診にあたっては、「陽性者と接触があった」ことを事前に連絡した上で受診してください。
受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

※ かかりつけ医がない場合は、下記にご相談ください。

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(092-643-3288 24時間対応)

● 症状のない方は

原則、陽性者と最後に会った日から**7日間**の自宅待機(不要不急の外出自粛)をしていただき、健康観察(10日間)を行っていただくことを基本とします。

そのほか上記対応にご不明な点がある場合には、管轄の保健所にご相談ください。

(保育施設・学校等事業者向け)

濃厚接触者に該当する可能性がある方(児童・職員等)を特定するためのチェック表

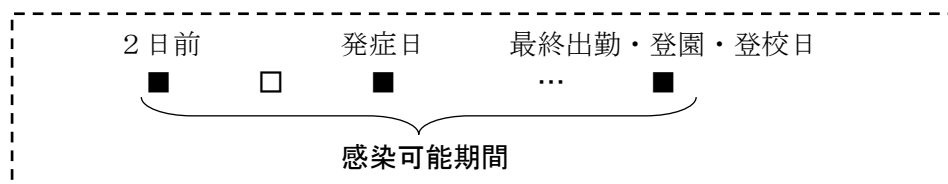
保育所・学校等の場面に合わせたチェックリストを作成しましたので、「施設・学校・職場等で陽性者が発生した場合の対応について」を基本として、「濃厚接触者に該当する可能性がある方(児童・職員等)」を特定する際の参考としてください。

1 陽性者に確認して、発症日(※)を特定してください。

※ 発症日

- 陽性者が有症状の場合 → 症状が発現した日
- 陽性者が無症状の場合 → 検体を採取した日

2 陽性者と感染可能期間(陽性者の発症日の2日前から陽性者が最後に出勤、登園、登校等した日)に接触した可能性がある方(児童・職員等)を特定してください。



3 特定した者のうち、次に該当する方を「濃厚接触者に該当する可能性がある」と判断してください。

【児童・職員等共通】

- 陽性者が所属するクラス等(※)の児童・職員
このクラス等の活動に一部参加した児童・職員のうち、陽性者と手の触れる範囲(1メートル程度)で15分以上(陽性者がマスクなしの場合)活動した者を該当者とする。
(※ クラス等とは、早朝・夕方・横割り・縦割り・異年齢合同の合同行事等の時間帯等に関わらず、一定の部屋・空間において、保育等を行っていた活動の単位。)
- マスクの着用なしで、合唱や呼吸が荒くなるような運動など、感染リスクの高い場面で接触した場合

【職員等】

- 事務室・職員会議等の場面で、手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、陽性者がマスクなしの場合は15分以上接触した職員

※ その他判断に迷う場合には、管轄の保健所にご相談ください。

「職場で陽性者が発生」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。

このリーフレットは、職場で陽性者が発生したときに、事業者が行うことについてまとめたものです。

ご一読いただき、いつ発生するかわからない事態に予め備えていただければ幸いです。

Q1 「職場の関係者から、新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、陽性者に確認してください。

- ◆ 陽性者に確認する事項
 - ✓ 検査日
 - ✓ 診断日
 - ✓ 発病（症状が出た）した日
 - ✓ 発病した2日前からの勤務状況を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ 陽性者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する。
参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ◆ 感染の可能性がある従業員や利用者等を確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性の診断を受けた人と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅等待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は、「**対面で話す**」場合で距離は「**1メートル以内**」時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染リスクがより高かったと考えましょう。
- ◆ マスクを外して過ごす同居者（家族）は濃厚接触者に当てはまる人が多いです。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 陽性者にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

陽性者や感染の可能性がある従業員が多数出ると、業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざる得なくなる場合が考えられます。このような事態にならないために、日ごろからの対策が重要です。以下の注意点を参考にしてください。

1. 換気の徹底
2. 手洗い（手指消毒）
3. マスクは正しく常に着用
4. オンライン会議やテレビ会議の推奨
5. 体調不良時は休める体制整備
6. 休憩（昼食時等）の工夫を
7. 1日1回、不特定多数が触る部分の消毒

